

全国民闘連ニュース

第67号

1992年

6月 1日

年購料 3千円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ●537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel06-972-1608 Fax06-973-5666
●210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel044-276-4800 Fax044-287-2045



(1992年3月27日 大阪市の国籍条項撤廃を求めて、
若い在日3世が座り込みをおこなった。)

政令市国籍条項部分撤廃

「大阪方式」の評価をめぐって

政令市国籍条項部分撤廃

「大阪方式」の評価をめぐって

4月20日、大阪市立大学の文公輝君らが国籍条項の撤廃を求めてきた大阪市が、今年度の大学卒採用試験に国籍条項を付さない「経営情報」と「国際」の2職種の新設を発表した。相次いで、撤廃運動が展開されてきた神戸市、川崎市、横浜市も国籍条項を付さないほぼ同様の職種を新設。これまで都道府県、政令指定都市には一般事務職、技術職、福祉職、消防職などに国籍条項が設けられており、今回の措置は部分的ながら政令指定都市の事務職では初めての国籍条項の撤廃となった。

そこで、今回の大阪市などの措置をめぐる経緯や評価について「在日外国人の公務員採用を実現する東京連絡会」の岡義昭さんにきいてみた。

「大阪方式」とはなにか

Q. 大阪市をはじめとして、いくつかの政令指定都市で、国籍要件を問わない職種が新設されました。「大阪方式」といわれていますが、その評価というか、それについてどう考えるかというのをテーマにして、少し話してほしいわけです。

で、まず、その中身みたいところから…。

A. 4月20日に、大阪市人事委員会がプレス発表し、その後、神戸・横浜・川崎が後に続いたわけですが、その中身ということでは、国籍条項を付さない職種として、「経営情報（公営企業の経営企画、中小企業の経営相談等）」「国際（姉妹都市、貿易・観光等）」の二職種

（職種名は大阪市の場合）を、事務系の中に専門事務職として新設した、つまり、少しややこしい言い方になりますが、これまで、一般の行政事務に従事する職員が担っていた仕事から、「当然の法理」に抵触しない一群の仕事を抜き出し、もっぱらそれを担う「職種」を新設したということになるかと思います。

一般事務職の一部が分離されて、その国籍条項が撤廃されたという見方もあるみたいですが、ちょっとニュアンスが違うんじゃないかと思います。

国籍条項のアミのかかった部分としての一般事務職はまったく手つかずで残されており、「経営」「国際」の二職種は採用の規模、資格要件においても、あるいは、合否判定の線引きもまったく別のものとして、つまり採用区分が違う別の

ものとして制度上位置づけられているわけです。したがって、私たちの要求課題である一般事務職・技術職の国籍条項撤廃との関係でどうかという評価の仕方においては、肯定的な評価を部分的にであっても与えることはできないと思います。

ちょっと誤解を避ける意味で付け加えます。大阪市が、国籍条項を要しない事務系の専門職として「経営」「国際」の二職種を新設したこと、そこでなされた人事制度上の変化、そのために知恵をしばり自治省を説得したこと、そのこと自体の評価としては、どちらかといえば前向きなものと受けとめることができるわけです。しかしそれは、一般事務職・技術職の国籍条項撤廃という要求を、さしあたり回避しようとする意図とワンセットだということを忘れることはできません。

いずれにせよ、人事制度上の変化のそれとしては、たとえば、東京都は来年度の採用から「司書」の国籍条項を撤廃しましたが、それと同じ次元で、どう評価すべきかの議論がされるべきであって、過大な評価は慎むべきだというのが、私の考えになります。

前提としての「日韓覚書」

Q. 「大阪方式」が出される前提には、やはり、「覚書」以後の自治体に対する自治省の締めつけがある。そういう厳しい状況の中で、いわば、苦肉の策として

出てきたという見方があると思うのですが？

A. 「日韓覚書」以後の状況があって、「大阪方式」が出されたというのは、その通りなんで、ちょっと遠回りになりますが、そのへんの問題について考えてみたいと思います。

「覚書」以後の一年半をふりかえって感想めいたことを言えば、かなり大きな振幅で事態は動いているなということです。

「覚書」が発表された直後、これで当分膠着状態になるかもしれないなあという予測がありました。実際、教員採用における「教諭か、常勤講師か」という運動上の引き合いは、文部省側の大きな政策転換をしたのだから、なんとしてもこの線でまとめるとの強硬姿勢に、これまで採用試験に国籍要件を付してこなかった府県、政令指定都市教委の多くが追随してしまい、その一方で、東京がそうですが、「常勤講師」採用を導入していない教委では、教諭採用は可能との建前はあるにしても、実際の採用事例はないまま時間が経過していくという、ある種の膠着状態になっています。

しかし、行政部門における公務員採用の場合はいささか事情が異なっています。状況が厳しいというのは、その通りなんですが、膠着状態というのとはちょっと違っているように思います。

Q. 教員採用の問題と行政の公務員の問題とでは、状況が違うということですか？

A. そのところは、自治体ごとに状況が違いますから、一概にいえることではありませんが…。

運動を背景にした要求に直面している、いわゆる先進的自治体は、自治省の基準というか、自治省が露骨に文句をつけてくることはないだろうと判断される範囲の職種は、すでに門戸を開放していますから、焦点は事務職・技術職といった一般行政職の門戸開放にまで絞りあげられてきていました。大阪市、神戸市がそうです。

「覚書」以前、自治省当局は、日韓協議で自治省の見解が緩むことに期待をか

けていたし、判断としても、ある程度は緩むと読んでいたはずです。実際、そうした期待なり判断をもたせる発言が、自治省の日韓協議実務担当者から具体的に outされていまして、文部省の「常勤講師」採用の方針も前年11月段階で報道されていましてから、無理からぬことだといえます。

自治省は、事務職や技術職といった、一般行政職の国籍条項撤廃については、結局のところ、従前の強硬姿勢にたちもどり、「覚書」以降、駄目を押し続けています。したがって、自治体当局は自治省にいい顔をしたままでは、もうなんに

1992年度

大阪市大学卒職員採用試験における 新区分について

1. 新区分を設置

平成4年度の本市大学卒職員採用試験において、従来の《大学卒事務A・B・C》を統合し《行政》として、これまで以上に多様な人材を求めるとともに専門的な知識・能力をもった人材を求めるため、新たに《経営情報》《国際》という職を設けることとした。

2. 新区分の従事する職務内容

《経営情報》

公営企業、準公営企業における経営企画、経営情報、会計事務に関する専門的業務、並びに、調査統計・分析、中小企業の経営相談・指導及び外郭団体における事業経営などに関する専門的業務

《国際》

姉妹都市提携、通商貿易観光、港湾振興などの国際交流に関する専門的業務

もできないところに立たされてしまったわけでは、

つまり、自治省の頑迷な姿勢に追随することでは、問題は解決しない、さりとて、自治省とことを構えるというのは、自治体としては相当に恐ろしげなことですから、「指導」に反して全面撤廃を決断するところにはいいきれない。そうした状況の中で、苦しまぎれに打った手がここで問題としている「大阪方式」だといえます。その意味では、この折衷案は、自治省の締めつけの結果であるとともに、自治省の「指導」の不徹底を表現するもの、つまり、自治省は「覚書」によって、全面撤廃一歩手前までできていた大阪市、

神戸市の動きに水を差したわけですが、「覚書」の線で自治体をまとめきることはできなかったということでもあるわけです。

「大阪方式」が出てきたのは

Q. 大阪市のこの動きについては、どんなふうな受けとめかたをしましたか？

A. プレス発表まで中身はわからなかったわけですが、なにか大阪市がやりそうだということは聞いていました。その時点で、東京の方で話に出たのは、ひとつは、いわゆる「町田方式」、つまり「職」

3. 採用試験

「経営情報」「国際」の試験内容は、各々の専門職として、大学卒以上の専門的知識・能力等を有することの実証が行えるよう、試験科目・出題内容について下記のように整備する。

《経営情報》経営学、会計学、経営情報システム論、情報社会論、経済原論

上記の科目から3科目選択

《国際》英語、国際関係論、国際法、国際政治学、国際経営論、国際経済学
英語は必須とし、他の2科目から選択。

《行政》従来のA, B, Cを統合し、新たな試験科目を加え、下記のように整備する。

憲法、行政法、民法、行政学、財政学、経済原論、経済政策、経営学
社会福祉学、社会学、教育学、心理学、文化人類学、国際関係論

上記の科目から3科目選択。

※アンダーラインは新規科目

4. 新試験区分と国籍要件との関係について

《行政》については、従来通り国籍要件を付する。

新設の《経営情報》《国際》については、国籍要件を付さない。

の範囲と昇進に制限のあることを明示したうえで門戸を開放するというやり方です。ただ、これは自治省との関係で状況的には難しいだろうという判断がありました。もうひとつは、職種を新設するかたちで、つまり「職」の範囲と昇進に制限を付すにあたって、職種で囲うというかたちの担保を入れるという考え方です。「大阪方式」と同じ考え方ですが、ただ、具体的な職種については、全然別のものを予想していました。

プレス発表で中身を知った時は、「経営」「国際」の二職種というのに意表をつかれたというか、とにかく、ちょっとビックリしました。よくまあ、自治省が首をたてに振ったなというのが率直に感じたことのひとつです。もうひとつは、これは当局的な発想なのかもしれませんが、かなり制度的に無理なことじゃないかということです。

Q. 制度的な無理というのは？

A. 大阪市の状況については、よくわからないんですが、この間の、自治体当局の人事行政についての一般的な考え方には、職員配置の弾力的運用を標榜するかたちで、職種の細分化をできるだけ排するという傾向があります。実際、行革合理化の推進とワンセットで職種の統廃合が進められてきたわけです。今回のかたちはそうした傾向に逆行するものですから、新たな人事行政の全体的な見取り図が出てこないと話のつじつまがあわないなという感じを持ったということです。

Q. 「職種」を新設するという手法については？

A. 発想としては、これまでなかったわけではありません。つまり、「職」の範囲を限定するには、職種として囲いこむことが一番手っとり早い方法だという理屈はあったわけです。ただ、さっき述べた通り、当局側からすれば、人事行政の全体像をどうするのかということがありますから、この手法をとる自治体が出てくるとはあまり考えていなかったというのが本音のところですよ。

「大阪方式」は運動になにを
もたらすのか

Q. 「大阪方式」の評価として、過大な評価は慎むべきという話がでたわけですが、今後の運動への影響を含めて、もう少し話をしてくれませんか？

A. この「大阪方式」というのは、運動が前進していく過程での過渡的なものだと思います。運動体を解体するための当局の積極的な策動、あるいは、運動に対する歯止め策という見方もあるかもしれませんが、当局側になんとか文さんの運動をかわしたという意図があったことは自明のことですから…。しかし、そういう意図があったとしても、「大阪方式」の内容そのものは、一時的な時間かせぎはともかくとして、ずっと歯止めとして効くような内容ではありません。

横浜市職員（国際・経営）採用試験

1. 新職種の従事する職務内容

《国際》姉妹都市提携、貿易観光、港湾振興、文化・技術交流等の国際交流事業の円滑な推進を専門的にサポートする。

《経営》公営企業、準公営企業における経営企画・経営診断、中小企業の経営相談・経営指導、統計調査、外郭団体の事業経営相談を専門的にアドバイスする。

2. 受験資格

《国際》実用英語技能検定－準1級以上、国連英検－B級以上、TOEIC－730点以上、TOEFL－550点以上、いずれかの資格を有するもの。

《経営》日本商工会議所主催簿記検定試験－2級以上、全国経理学校協会主催簿記能力検定試験－1級以上、全国商業高等学校協会主催簿記実務検定試験－1級、いずれかの資格を有する者。

3. 年齢要件 採用時22歳以上27歳以下

4. 国籍要件 なし

5. 採用予定数 《国際》1名、《経営》数名

神戸市職員採用試験（大学卒）

1. 職務内容

《経営》公営企業や外郭団体における経営管理、事業企画・運営、調査統計分析など。

《国際関係》国際親善・文化交流に関すること、貿易振興に関すること、観光振興に関すること、ポートセールスに関すること。

2. 採用試験

各区分のないように対応する、専門的知識・能力を有することを実証するための試験科目、出題内容とする。受験資格に国籍要件は付さない。

《経営》経営学（必須）のほか、会計学、経済原論、マーケティング論の3科目から2科目を選択。

《国際関係》英語（必須）のほか、国際関係論、国際経済論、国際経営論、文化比較論の4科目から2科目を選択。

3. 採用予定者 《経営》数名、《国際関係》若干名

「大阪方式」というのは、職種の位置づけそのものが、専門職種ですから、門戸開放といっても、結局、在日の大卒の、しかもごく一部を対象とするものです。必要とされる専門的能力ということでみると、それぞれの自治体でばらつきはありますが、いずれにしても、大卒程度の一般事務職との比較において、かなり厳しいものになっており、運動が求めてきた門戸開放とはまったく異質なものです。

ここでひとつ問題になるのは、「経営情報」「国際」の二職種に適用された「大阪方式」が、他の「職」に波及していく可能性です。つまり、「当然の法理」に抵触しない一群の仕事を抜き出し、もっぱらそれを担う職種を新設させることができるのであれば、それを「経営情報」「国際」の二職種だけに限定するのは、常識的にいえば、かなり困難なことです。とりわけ、政令指定都市レベルの大規模な自治体になれば、そのような「職」は、いくらでもあげることができますから…。

もうひとついえば、そうした動きは、既存の職種に付された国籍制限の不当性を、さらに浮かびあがらせることになるはずで、いずれにせよ、「当然の法理」の不整合性は、「大阪方式」の登場と、その波及によって、制度的によりいっそう明らかにされていくことになると思います。

Q. 東京の場合、杉並区の金さんの運動があるわけですが、他の自治体への波及という問題は、どんなふうに考えている

か最後にききたいのですが？

A. 「大阪方式」は、さしあたり政令指定都市レベルにおける門戸開放の手法として定着していくと思います。ただ、運動に直面していない自治体は別ですが…

問題は、都道府県レベルへの波及はあるかということです。他の道府県については、ちょっと判断の材料がないので、ここで話せるのは東京のことだけになります。

東京都は、この間、積極的に職種の統合を進めてきた自治体ですから、「大阪方式」をそのまま援用するのは無理があるという受けとめ方をしていると思います。交渉の場における感想としていえば、都は「大阪方式」に批判的な立場にあると考えてはば間違いありません。ただ、「大阪方式」が、今後、他の「職」に拡大しつつ、他の政令指定都市、あるいは府県に波及していくことになれば、影響は避けられません。

自治省はこれまで直接的な指導の対象である都道府県・政令指定都市をセットにし、その他の自治体とは区別してきました。具体的にいうと、前者における一般事務・技術職の門戸開放は認めない、後者については、基本的には見ないふりをするという姿勢をとってきました。「大阪方式」に自治省がOKを出したということは、このスタンスに少し変化があったことを意味しています。つまり今後は、おおざっぱに言えば、都道府県は従来通り、政令指定都市は「大阪方式」の

レベル、その他の自治体は基本的に見ないふりということになると思います。その意味でも、東京都への「大阪方式」の直接的な波及というのは厳しいものがあると思います。

杉並の金さんの運動は、直接的には杉並区長を相手にしていますが、制度的に言えば、東京23特別区全体の転職試験に付された国籍条項を撤廃させないとならないわけです。23特別区は、しきりに一人前の自治体としての「市」になりたがって、いろんな運動をしています、少なくとも、人事行政に関する限りは、自治体としての主体的判断を放り出し、都の制度が変われば、それに倣うという態度に終始しています。したがって現状としては都とは別に、23特別区独自で「大阪方式」の登場という情勢の変化だけによって、都も23特別区もあまり変化は期待できないでしょう。

これまで、東京の国籍条項撤廃の動きは、三多摩26市部(当時)が早い時期に全面撤廃して以降に都が小出しに職種ごとの門戸開放をおこない23特別区がそれを横引きする形式的な権限はあっても、実際に判断する意思も能力もないということから、運動の側もど

ちらかといえば積極的なアプローチをしていないできた経過があります。金さんの要求を実現させるために必要な23特別区の門戸開放ということでは、今後は、23特別区に自主的に判断する意思と能力をなんとかして持ってもらい、そのうえで決断を迫っていく運動のやりかたが必要になると思います。

東京は都・23特別区ともに、「大阪方式」もふくめて、状況の流動化をはかることが困難な状況にあります。だからこそ、ここをひとつのガンバリどころにして、23特別区に対する金さんの運動を前進させたい、そしてそれが、「大阪方式」以後の状況を一步前進させる、新しい状況をつくりだすことにつながると考えています。

平成4年度実施
川崎市職員(大学卒)採用試験受験案内
(追加)
平成4年5月16日
川崎市人事委員会

1 試験区分及び職務概要

試験区分		職 務 概 要
一般 事務	経営情報	公営企業等における経営企画、経営情報、会計事務に関する専門的業務並びに、調査統計・分析、中小企業の経営相談・指導及び外郭団体における事業経営などに関する専門的業務に従事します。
	国 際	姉妹都市及び友好都市との提携、観光推進、産業政策、港湾振興などの国際交流に関する専門的業務に従事します。

2 受験資格

試験区分	年 齢	学 歴 ・ 専 攻 学 科 等
経営情報	昭和41年4月2日以降に生まれた人	次のいずれかに該当する人で専攻学科は問いません (1)学校教育法による大学を卒業した人又は平成5年3月までに卒業見込みの人 (2)人事委員会が前号に該当する人と同等の資格があると認める人
国 際		

- ・上記の2つの区分は国籍は問いません。
- ・地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。

全国の政令指定都市（及び、東京23区）の職員採用における国籍要件の有無

		札幌市	仙台市	千葉市	東京23区	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市		
1	一般事務職	×	×	×	×	●	●	×	×	●	●	×	×	×		
2	技術職（建築、土木、電気関係）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
3	消防職	×	×	×	/	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
4	学校事務職	×	×	×	/	×	×	×	×	△	○	×	×	×		
5	看護職（看護婦、助産婦）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
6	保母	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
7	栄養士等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8	技術職医療関係	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
9	運輸職（市バス運転手、乗務員）	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	/	○	○		
10	技能労務者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
11	獣医師	×	×	○	/	○	×	×	△	○	○	○	○	×		
12	医師	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×		
13	司書	/	/	○	/	○	/	×	/	○	○	○	/	/		
14	薬剤師	×	○	○	/	○	×	×	△	○	○	○	○	○		
		司書は一般事務職から任用	司書は一般事務職から任用	92年4月政令市化 今後検討職種多数	学校事務・司書は一般事務職から任用するため実質は国籍要件あり	衛生監視員・社会福祉は国籍要件あり	計量器・研究職 都市計画に係わる職 社会福祉は国籍要件あり	速記職・計量職は国籍要件あり	司書は嘱託採用	社会福祉・市費学校事務は国籍要件あり			学芸員は国籍要件あり	文化学芸職・歯科医師・衛生管理・文化財専門職は国籍要件あり		

○＝受験資格に日本国籍を必要としない。●＝一部受験資格に日本国籍をひつようとしな
い職種がある。×＝受験資格に日本国籍を必要とする。△＝受験資格に日本国籍を持つ者を任
用しないが任用に制限あり。／＝その職がない。または、一般事務職から資格を持つ者を任
用。

(1992年4月 大阪府調査会)

(1992年4月 大阪民闘連調べ)

- 職種の名称については自治体によって異なり、例えば同様の職であっても名称は、技能労務職、現業職等に分かれる。また、自治体の事業に応じて、様々な職を設けている。同じ政令市でも名古屋市では27職種、神戸市では150職種とかなりの幅がある。平均的には60～80種である。大きくは事務系と技術系にわけられるが、さらに、作業的な業務を行う技能労務職と消防職を加え、大きくは4職種に分けるのが妥当かと思える。しかし、業務の性格から専門的な技術を持つ者を選考せざるを得ない自治体の事情があり、新たな職種を起し職種が増えていくケースが多いといえる。また、薬剤師や獣医師については、公権力に係わるとされる食品衛生監視員、環境衛生監視員の業務とかねて選考するため国籍要件を設けるケース(川崎市、名古屋市)、採用はするが、公権力に係わらない病院勤務、動物園勤務に限定させるケース(京都市、大阪市等)、あるいは監視員業務を一般技術職の薬学等に位置付け、薬剤師、獣医師とは始めから区別しているケース(北九州市、神戸市、仙台市)等自治体によって様々である。このようなケースは事務系の司書や、計量職にもみられる。
- 計量職(計量器の検査業務採用はまれ)については、その職だけで採用するため国籍要件を設けているケース(名古屋市、川崎市)と、一般事務から資格を持つ者を任用するケース(北九州市など)及びその職種がないケースがある。
- 学校事務職については、県費、府費負担のため、県や府とのかね合いで国籍要件を設けている自治体がほとんどである。一方大阪市のように、府費学校事務職は国籍要件は必要としないが、市費職員(現在は募集なし)は、必要とする逆のケースもある。
- 学芸員、文化学芸職(美術館、博物館の専門職員)については、大阪市は国籍要件を必要とせず、北九州市、福岡市等は必要としている。
- 一つの目安として、前頁のような区分を行った。医療技術職は診療放射線技師、診療X線技師、歯科技工士などであるが、看護職もそれに含む自治体もある。運輸職を技能労務職にふくむ自治体も多い。
- なお、国籍要件を必要とする職種の職員が全職員の中で占める割合は、各自治体ともおおむね45～60パーセントである。

高槻むくげの会20周年記念公演

사 물 놀이 **サムルノリ** "Jin Soe,"

Samul Nori

民族だから
おもしろい

四物遊撃



小金(ケンガリ)

金 福萬
Kim Bok-Min



杖鼓(チャンゴ)

金 璟洙
Kim Kyeong-Soo



鼓(ブク)

吉 基鉦
Kim Ki-Ki



大金(チン)

李 倫求
Lee Yun-Gu

会場案内図



1992年10月2日(金)・3日(土)

午後6時開場 午後6時半開演

高槻市立文化会館中ホール

TEL 0726-61-5003

当日:5,000円(前売4,000円)

グループ券 2人/7,500円 3人/11,000円 10人/35,000円

障害者(児)介護共 4,000円(前売のみ)

むくげ後援会員割引あり

7月15日より前売開始
全席指定

主催:高槻むくげの会
(高槻市城内町1-35)
共催:高槻市同胞親睦会
後援:高槻市
高槻市教育委員会

チケットのお求め
お問い合わせ

高槻むくげの会(高槻市城内町1-35)
0726-71-1239 サムルノリ係

企画制作/輝グワイシング
舞台監督/前原和比古(東京歌舞台)
照明/大藤安生(リョウ)